（湘鎌大９７号）

湘南鎌倉医療大学公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

令和２年４月１日

湘南鎌倉医療大学学長

この基本方針は、

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。令和３年２月１日改正）に基づき、湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費等について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために必要な事項を定めるものである。

１．責任体系の明確化

本学における公的研究費等を適正に運営及び管理するために、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」を置き、その役割、責任を明確化し、学内外に周知・公表する。

２．適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

公的研究費等の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1)大学全体として統一的運用を図るため、学内規程等を整備し、公的研究費等の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、公的研究費等に関わる全ての構成員に周知する。

(2)公的研究費の不正防止対策の理解や意識の向上を図るため、教職員等を対象にコンプライアンス教育を実施する。

(3)教職員等に対し、関係法令及び本学の規程等を遵守し、不正行為を行わないことを誓約する書面の提出を求める。

(4)通報等の取扱い、公的研究費等の不正使用に係る調査の手続きについて明確化を図るため、規程等を整備する。

３．不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施を図るため最高管理責任者の下に、不正防止委員会を設置する。

４．公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止するとともに、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費等を適正に運営・管理する。

５．モニタリングの在り方

公的研究費等の適正な管理のため、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

附　則

この附則は、令和８年９月１日から施行する。